

裁判員経験者の意見交換会議事概要

青森地方裁判所

日 時 平成26年9月12日（金）午後2時20分から午後4時20分まで
場 所 青森地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

司会者 小 野 洋 一（青森地方裁判所長）
裁判官 鎌 倉 正 和（青森地方裁判所刑事部部総括判事）
検察官 外ノ池 和 弥（青森地方検察庁次席検事）
弁護士 山 本 鉄 也（青森県弁護士会弁護士）

裁判員経験者1番（以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番（以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番（以下「3番」と略記）
裁判員経験者4番（以下「4番」と略記）
裁判員経験者5番（以下「5番」と略記）
裁判員経験者6番（以下「6番」と略記）

【議事要旨】

1 趣旨説明，自己紹介

（司会者）

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めます青森地方裁判所長の小野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

裁判員制度も制度開始以来6年目に入り，この間，青森地方裁判所におきましては，66件の裁判員裁判に対して533名の裁判員・補充裁判員の方に参加していただいております。皆様の御協力を得て制度が円滑に進んでいると認識しております。その中で，本日は6名の裁判員経験者の方々をお招きしております。

本日の意見交換会を開催する趣旨としましては，大きく二つあります。まず1点目として，裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い，今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということで

す。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には、直接経験された方々の生の声をお伝えすることで、裁判員裁判に対する理解を深めていただくことにつなげようということです。

こうした趣旨の下、6名の裁判員経験者の皆様には、率直な御感想、御意見を述べていただければと思っております。

なお、本日の意見交換会では、量刑に関する問題点を中心に、審理及び評議の在り方についてのお話を伺っていかうと考えております。

ここで法曹関係者3名の方々から簡単に自己紹介をお願いいたします。

青森地方検察庁からは外ノ池検察官、お願いします。

(検察官)

青森地方検察庁で次席検事をしております外ノ池でございます。この4月に着任しました。普段は、次席検事ということで、検察官として事件に関与するというよりは、決裁官という立場が中心となっております。検察庁としては、常に分かりやすい主張・立証を心掛けておりますが、今後更に努力していく必要があると認識しております。本日はいろいろな御意見をいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

(司会者)

青森県弁護士会からは山本弁護士、お願いします。

(弁護士)

弁護士の山本と申します。よろしく申し上げます。青森県弁護士会の刑事弁護委員会に所属しております。先ほど、県内の裁判員裁判が66件行われているとのお話を伺いましたが、私自身は6件ほど担当させていただきました。弁護士個人としても、弁護士会としても、直接裁判員経験者の方の御意見を伺える機会はあまりありませんので、今日は貴重な機会をいただけたと思っております。よろしく申し上げます。

(司会者)

それでは鎌倉裁判官、お願いします。

(裁判官)

青森地方裁判所で裁判長をしております鎌倉と申します。この4月に着任いたしまして、青森では裁判員裁判を4件担当させていただきました。5番さ

ん、6番さんと一緒にお仕事させていただいたことになります。よろしくお
願いします。

2 裁判員を経験しての全般的な感想・印象

(司会者)

それでは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ裁
判員裁判に参加されての全体的な御感想や印象などを、簡単にお話しいた
だきたいと思います。

まず1番の方が担当された事件は、平成23年4月に起訴された事件で、
同居している実兄を鉄パイプで殴って死亡させたという殺人被告事件でし
た。起訴事実については争いがありませんでしたが、被告人の責任能力、
心神耗弱であるかどうか争われた事案でした。審理・評議日数は5日間
で、2月13日から17日という青森では冬の厳しい時期の裁判だったと
思います。この事件に携わった御感想や印象について1番の方お願いします。

(1番)

殺人事件というものを実際に見て聞いてというのは初めての経験だった
ので、最初は衝撃的という印象を受けました。実際裁判を進めていくにし
たがって、いろいろな情報を見聞きし、皆さんの意見を聞いて、こういう
流れでやっていくんだなというのは、自分でも勉強になりましたし、いい
経験をしたと思いました。

(司会者)

2番の方が担当された事件は、平成24年11月に最初の事実が起訴さ
れた事件ですが、複数の女性に対して公共の場でお尻を触るという県の迷
惑行為等防止条例違反、未成年の女性に対してわいせつ行為をしたという
強制わいせつ、一人の方にはけがを負わせたという強制わいせつ致傷など、
六つの公訴事実があるという事件でした。自白事件であり、審理・評議日
数は3日でした。この事件を担当されての御感想はいかがでしょう。

(2番)

当初この話を聞いたときに、比較的軽い事案であると思えたので、内心
ほっとしました。しかしその反面、せっかく裁判員を務めるなら、もう少

し複雑な事件を担当してみたいなという感想も持ちました。実際に裁判が進行し、裁判の進め方というのを経験できたのは、不謹慎かもしれませんが、面白いと思いました。

(司会者)

3番の方が担当された事件は、平成23年11月に起訴され、飲食店内で居合わせた被害者を押し倒して、その後頭部をコンクリートの床に強く打ち付ける暴行により死亡させたという傷害致死の事件でした。暴行の態様が争われ、弁護人からは正当防衛、過剰防衛の主張がなされた事件であり、審理日数が4日間、評議が2日間でした。この事件についての御感想や印象はいかがでしょう。

(3番)

正当防衛を主張したということで、県内でも注目された事件でした。審理の初日だったと思いますが、多種多様な画像を見せてもらいまして、その中で警察署内だったと思いますが、被告人の様子が写っている画像を見まして、それが最後まで印象に残っていました。裁判員を務めた印象としては、日々専門的な意見が交わされる中で、自分もいい経験ができたと思いました。

(司会者)

4番の方が担当された事件は、平成24年11月に起訴された事件で、被告人ら4名が被害者を多数回殴る、蹴る等の暴行を加えて死亡させた傷害致死被告事件でした。共謀の時期等が争われた事件で、証人も多数調べられ、審理日数が13日間、評議が3日間行われた事件です。担当された4番の方の御感想や印象はいかがでしょう。

(4番)

被害者は、霊能者の信者の集まりのような中で、その仲間から逃げられずに被害に遭いました。逃げられて助かった人もいたことを思い出しました。裁判員を務めた感想としては、いい経験をさせていただいたと思っております。

(司会者)

5番と6番の方は、同じ事件を担当していただいております。

平成25年9月に最初の起訴があって、被害者の後頭部や右膝を殴るなどの暴行を加えて現金等を強取し、その暴行により傷害を与えた強盗致傷や、自動車を盗んだり、おばあさんから手提げバッグをひったくった窃盗などの事件です。窃盗の事件では、その態様などが争われた事件で、審理日数が3日で、評議が2日間という事件でした。この事件に関する御感想等を5番の方からお願いいたします。

(5番)

この事件では、検察官、弁護人の両方から量刑の意見があり、それぞれ違っていたわけですが、審理をしていく中で、証人がどのように証言していたのか思い出すのが大変でした。検察官や弁護人の意見等は紙に残っていますが、証人の言ったことは、紙に残っていませんので、証言はしっかりメモしておかなければならないなと思いました。

事件の現場は、自分も通行する場所だったので、そこを通るたびに、「ああ、ここで」と思い出されることがありました。

(司会者)

6番の方はいかがでしょうか。

(6番)

被告人が、いろいろな事件を起こしながら北上していくという事件でした。当初は窃盗など人に危害を加えることのない犯罪だったのですが、だんだん人に危害を加え、凶暴化していく様子を量刑の上でどう考えていくのかという事を皆さんで一生懸命考えました。

3 評議について

(1) 量刑の基本的考え方

(司会者)

それでは、最初の話題事項である評議について意見交換をしていきたいと思えます。

冒頭で申しましたとおり、量刑に関する問題点を中心にお話を伺っていかうと考えておりますが、まずは裁判所から、量刑についての基本的な考え方を紹介してもらおうと思えます。

(裁判官)

裁判所としては、刑罰は、被告人がやったことに対する非難であると考えています。そのため量刑を決める上では、犯罪行為を中心に見ていき、もちろん被告人の反省や家族の監督などといった事情も考慮するのですが、それは副次的なものということになります。これは、逆の視点から申しますと、被告人が悪い人だから重く処罰するということにはならないということです。このような基本的な考え方に基づいて、審理や評議を行っているということになります。

(司会者)

経験者の皆様には、それぞれ御担当された事件において、このような基本的な考え方が理解できたかどうか、特に、御自身が裁判員裁判を体験される前に持っていた感覚と比べて違うと思ったところがなかったのか、違うとすれば、それはずっと頭に入ってきたのかということをお伺いしたいと思います。

5番の方と6番の方は、この点について鎌倉裁判官から説明を受けていると思いますので、その点について、まず5番の方がいかがでしょうか。

(5番)

およそこれくらいの量刑があるのですよと、それにプラスするかマイナスするかについても加減の仕方が様々あると聞きました。

この事件の結果だけを並べたときに何年から何年と幅があって、その中で重い方にするのか、軽い方にするのかを更に判断していくということを教えてもらいました。

(司会者)

それは、裁判員を経験する前と後とで違ったものでしたでしょうか。前の感覚と一致していましたか。

(5番)

説明を受ける前は全然分からなかったです。この経験がそういったことを勉強するチャンスになりました。

(司会者)

6番の方がいかがでしょうか。

(6番)

私も裁判員を経験するまでは、量刑がなぜこういう年数になるのか分からなかったです。世間で言われるような八掛けとか、そのくらいにしか思っていませんでした。自分で経験してみると、この罪に対してはここからここまでというのがきちんと決まっているというのも初めて知りましたし、みんなそこからマイナスにしていく要素、プラスにしていく要素というのを話し合っただけで決めていくというのも経験してみたら初めて分かりました。

なかなか最初から一致はしないんですけども、みんなの意見を聞いているうちに、「ああそうなのかな」とか、「そちらが正しいのかな」とか考えることができ、そのようにして量刑を決めるということも勉強になりました。

(司会者)

1番の方から4番の方は、鎌倉裁判官の裁判体ではないので、どのような説明を受けているのか、こちらも把握していないのですが、おそらく同じような説明を受けているのではないかと思います。1番の方から順番に今の点お聞かせ願えますか。

(1番)

裁判員を経験する前は、報道で見聞きして、感情面が出てしまうと思います。裁判員は、感情というものを出してはいけないので、刑を決めるときにいろんな事件を参考にしたりとか、この事件ではこのくらいという目安を教えてください、あとは、更生の感情があるかどうかを考慮するとか、そういったことを細かく教えていただいたので、正しく見る目はできたと思います。

(2番)

裁判員になった際に一番気になったのが、どのようにして量刑を決めるのかということでした。例えば、この強制わいせつの点については、何年から何年が妥当だという話を聞いて、それなら大体決まっているんじゃないのかと思って、裁判長ともそういう話をしました。どのくらいの刑が妥当なのかということは素人なのだから、難しいでしょうと、だから判例だとか、これまでのキャリア、経験などが参考になるのだと聞いて、ああなるほど、確かにそういうものがないと裁判員は判断できないなと思いました。

(3番)

私も審理が終わるまで、果たしてどういうふうに量刑を決めるんだらうかということが疑問でした。評議が始まって、過去の類似した事例についての判例を見せてもらいましたが、記憶だと4年くらいの幅があったと思います。被害者の遺族の処罰感情なり、被告人の家族の更生してほしいとの意見等を考慮して、だんだん詰めていくというやり方でした。難しかったというのが率直な意見です。

(4番)

私も1番の方がおっしゃったとおり、熱くなってしまいました。裁判官は、直接言いませんでしたが、検察側と弁護側双方の立場に立って話を良く聞くことだと思いました。

(2) 量刑の基本的な考え方の説明時期

(司会者)

それでは、次にこうした量刑の基本的な考え方をどの段階で説明するべきかということについて、お話を伺おうと思いますが、この点について、裁判所から、まず説明をしてください。

(裁判官)

説明の時期についてですけれども一般的には、審理が終わって、量刑に関する評議が始まる前に、裁判官から、実は量刑を決めるには、こういう考え方に基づいて行うということを説明することが多く行われていると思います。一方で、もう少し早く、証拠調べが始まる前から、この考え方を説明して、それを頭に入れた上で審理に臨んでもらうというやり方もあります。私自身も、以前は最初に述べたやり方でやっていたのですが、今は後に述べたやり方に基づいてやっております。

(司会者)

5番の方と6番の方は、説明の時期については、どのような印象を持たれたのでしょうか。5番の方いかがでしょうか。

(5番)

まずは、当事者の主張や証人の証言などから、事実を一つ一つ確認していったら、それから、こういう場合には何年くらいの刑だということを教えてもらい、最後の日くらいに量刑の評議に入っていました。この時期でも良か

ったと思っています。

(司会者)

6番の方はいかがでしょうか。

(6番)

私も3日目くらいからでも良かったと思います。

(裁判官)

公判では、検察官の冒頭陳述、続いて弁護人の冒頭陳述というのがあって、次に裁判所から公判前整理手続でこんなことを決めましたと説明する部分があるんですが、その後に休憩があって、そこで私達の方からこういう考え方に基づいて量刑は決めていくので、それを頭に入れた上で犯行態様だとか、結果だとか動機を見ていきましょうという話をしていたと思います。証拠調べが始まる前の時期というのは、その時期のことを言っているのですが、それでよろしいでしょうか。量刑評議の時もちろんそういう説明をしているのですが、5番の方はその時のことをおっしゃっているのではないかと思ったものですから。

(司会者)

最初に説明があった方が、後の審理が分かりやすいのではないかという観点だと思うのですが、今回の説明は、それはそれで分かりやすかったということでしょうか。

(5番)

はい。

(司会者)

他の方々については、説明はどういった時期だったのか、それが良かったのかどうかについてお聞きしたいと思います。1番の方から順番にいかがでしょうか。

(1番)

最初に説明がありまして、事件の内容を把握して、その後で評議の仕方の説明がありましたので、流れ的にはすごく分かりやすかったと思いました。

(司会者)

説明を受けたのは、証拠調べに入る前でしたか、それとも審理が終わった段階ですか。

(1 番)

審理が終わった後だったと思います。

(2 番)

説明する時期ということよりも、全体的な裁判の流れというか、裁判というものはこういうものだという前知識を、もっと前に持たせた方が良かったのではないかと思います。

(3 番)

私も、確か審理が終わってから量刑についての説明を受けたと思いますが、時期的にはちょうど良かったのかなと思います。検察官の求刑を聞いてからの説明だったので、求刑もある程度の目安になったのかなと思います。

(4 番)

私の場合は3人の被告人だったので、量刑についても1番の方がおっしゃったように、熱くなったのもあって、非常に時間が掛かったと思っています。

(3) 議論の充実度

(司会者)

次に量刑評議の中で、審理の過程では、様々な事情が出てくると思うのですが、その中から、どういう事情を量刑に関するものとして取り上げるかという問題について、お聞きしたいと思います。先ほどの量刑の基本的考え方に基づきますと、全ての事情が量刑に影響するわけではなくて、犯罪行為の悪さや動機に関するものなどがまず大事になってきて、被告人の反省や家族の監督などは、副次的なものだという説明があったと思いますが、そういう枠組みの中で議論ができたかどうかということを伺いたいと思います。

(1 番)

動機とか、そういうことも教えていただいて、そういうのを少しずつ把握しながらできたので、流れ的にはすごく良かったと思います。

(2 番)

皆さんそれぞれいい意見を述べていらっしやったと思います。

(3 番)

被告人の動機について、酒に酔っての事件だったので、今一つ不透明なまま終わったような気がします。裁判官から、動機ということについては、明確に説明してもらったと思いますが、全てが自分の中でクリアになったというのとはなかったのかなと思っています。

(4 番)

動機という面で考えると、弱い者を寄ってたかって暴行したという事案だったんですけども、元は仲間だったのに誰も助けないというのはなぜなのか、悪いことだと思わなかったのかなと思いました。

(5 番)

被告人の動機については、小さい犯罪を意識しないで重ねていくことで、だんだんとエスカレートしていくという心理的な動きが審理の中で見えてきました。

(6 番)

自分のことしか考えてないという自己中心的な考えの犯罪で、窃盗から人をけがさせる犯罪へとエスカレートしていく事件だったんですけども、それを一つ一つ考えていく中で、一つずつの犯罪を足していくのではなく、一番大きな犯罪で量刑を出すという点を勉強しました。

(裁判官)

犯罪行為の悪さとか動機とかを最初に議論して、被告人の反省等は次ですよねという枠の中で話をしていくわけですから、裁判員の方々からすれば、議論している中で、例えば、裁判官から、それは反省の話ですから後にしましょうとか言われる、そうだとするとちょっと話しにくいとか、そういうことがあったのではないかと思うのですが、そういうことはありませんでしたでしょうか。

(司会者)

今の点は皆さんよろしいでしょうか。

(一同うなずく)

(4) 量刑グラフの使用

(司会者)

こうした議論を経て、被告人がした犯罪行為についての見方が固まってくると、次は、具体的に懲役何年というように、数字の話になってきます。裁判所から、まずどのような議論をしているのかを紹介してもらえますか。

(裁判官)

量刑に関係する事情の議論を通じて、犯罪のやり方ですとか結果などが似ているものを集めた類型、例えば、殺人であれば、心中を図ったものであるとか、介護の苦勞から殺人を犯したものであるなど、こうした類型において、この事案が軽い方なのか、重い方なのかという位置付けを議論していただきます。その後、量刑グラフや一覧表も使用しながら議論をしまして、具体的な刑期を決めていくということをしています。

(司会者)

こういう類型を集めて、事案をその類型の中のどの辺に位置付けたらいいかという考え方というのは、なかなか難しいところもあるかなと思いますが、その辺り抵抗なくできたのかどうか、御感想をお願いします。

(1 番)

いろいろな事件のパターンを見まして、反省点があるかどうか等を踏まえて考えてきましたので、そんなに抵抗なくできたかなと思います。具体的な年数を決めるに当たっては、自分が出した刑が本当に良かったのかどうかという不安はありましたが、刑の量というのは、説明も詳しくしていただいて、大体このくらいかなとか、自分のいろんなことを踏まえてこのくらいかなという目安というのは取れたかなと思います。

(2 番)

量刑に関しては、一番悩みました。あれで良かったのか、あれが正解なのかというのは、ずっと思っております。

(司会者)

類型の中の位置付けという考え方には特に抵抗はありませんでしたか。

(2 番)

それについては特に抵抗はないです。

(3 番)

類型を基に量刑を決めるということは、目安になるので、抵抗はなかつ

たです。個人的には、人が一人死んでいる事案だったので、何年というのは、法律の専門家ではないので、やはりいまだにもやもやしたところがあります。

(4番)

量刑というのは、裁判員の方みんなで何度も何度も話をして決めたことですから、それについて、私の方で、どうだったとか、こうだったということはありません。

(5番)

量刑について話し合っていたときは、幅があって、何年から何年ということがありましたが、動機等も考えて、議論を進めていったということですね。

(6番)

これぐらいの幅であるということをおある程度教えていただいたので、自分の中ではやりやすかったと思います。

(司会者)

量刑グラフのようなものを見せられてしまうと、自由に発想することができないという考え方もありますが、そういう考え方について御意見がある方はいませんか。

(5番)

一番最後に弁護人が懲役何年くらいが相当との意見を示してくれたのですが、それは検察官が示した意見と幅がありました。その幅の中で軽くするのか、重くするのかという事については、裁判員の中で議論できたと思います。

(司会者)

裁判所の方では評議の際に量刑グラフを用いて皆さんに説明していると思いますが、同じような量刑グラフを検察官や弁護人からも示された方が判断しやすいのではないかとこの考え方についてはいかがでしょうか。

(2番)

資料がたくさんあるというのは、混乱したり、負担な面もあるのではないかと思います。

(司会者)

青森では、弁護人が量刑について具体的に懲役何年が相当であるという意見を述べることは余り多くないようです。5番の方と6番の方の事件では、弁護人からの科刑意見がありました。1番の方の事件では、弁護人からは寛大な判決をとという意見だけで、科刑意見はなかったと思います。弁護人からも科刑意見があった方がいいという意見はありますでしょうか。

(1番)

弁護人の意見もあった方が良かったと思いました。目安を示してあげた方が、被告人も自分は弁護されているんだなという感覚を強く持つのではないかと思います。

(司会者)

4番の方の事件でも弁護人は寛大な処分をお願いしますという弁論をしていたと思いますが、弁護人からも具体的に何年という意見があった方がいいという考え方についてはどうでしょうか。

(4番)

あった方がやっぱり目安になると思います。

(司会者)

評議について大体伺いたい御意見というのは頂戴できたと思いますが、ここで法曹関係者の方々から御意見や御質問等はございますでしょうか。

(検察官)

検察官は証拠調べが終わった後で求刑を行うわけですが、その時には説得力のある意見を述べたいといつも思っているところです。検察官の求刑について、どんなふうやっていくのかというのは、これからも努力していかなければいけないなと思うところですので、是非、検察官の求刑の理由について、分かりやすかったかどうかお聞かせいただければと思います。

(1番)

分かりやすく説明されていたので、良かったと思います。

(2番)

特にどうということはなかったと思います。

(3番)

非常に分かりやすかったです。話術も達者な方だと思いました。

(4番)

特にありません。

(5番)

検察官というのは、怖いというイメージがありましたが、実際にはそういうことはなく、おばあちゃんの証人に対して優しい質問の仕方をしていて、すごくいい印象を持っています。

(6番)

私もこの制度が始まる前に裁判を傍聴したことがあるんですけども、そのときは検察官がすごい早口で専門用語を話していて、何を言っているのか分かりませんでした。裁判員を務めたときは、素人の私達にも本当に分かりやすくて、前とは全然違う印象を持ちました。

4 審理について

(1) 冒頭陳述

(司会者)

それでは、次に審理について伺いたいと思います。審理では、その冒頭に、検察官と弁護人が、どのような事件であったのかなど、これから証明しようとする事項について話をする、冒頭陳述というものがあります。この冒頭陳述を聞いて、担当された事件で争いになっている点というのは御理解できましたでしょうか。それとも、その後の証拠調べを経て、だんだん理解してきたのか、あるいは、節目節目で裁判官からの説明を聞いて理解できたのか、いかがでしたでしょうか。

(1番)

私が経験した事件では、二人の医師の意見が違っていて、片方の話を聞くと、もしかしたら無罪になるかもしれないし、もう一方の話を聞くと実刑という状況でした。素人が聞くと、両方正しいと思ってしまって、その辺が難しかったです。裁判官や検察官の話を聞いて、だんだん内容が分かるようになってきたので大丈夫だったのですが、難しい内容が出てくると大変かなと思いますけど、少しずつ段階を経て理解していくので、その辺

は問題なくできたかなと思います。

(2番)

私の事件は事実関係を認めている事案でしたので、特段のことはありませんでした。

(3番)

争点については、証人尋問を進めていく上でだんだんと理解していったと思います。被害者の方が暴力団組員で、恐怖に追い詰められて傷害を起こしたという事案だったので、被告人がどこまで恐怖を抱いていたかということを検察官や弁護人の説明を受けながら、どういう経緯で傷害に至ったのかということを経々と考えて詰めていきました。

(4番)

暴行した日時がずれが争点だったと思います。もう一つは、メールのやり取りが問題になっていましたが、メールの量が多過ぎて分かりづらかったと思います。

(5番)

争点はあったのですが、それは被害者と被告人にしか分からない内容だったので、どっちが正しいのか分かりませんでした。しかし、例えば、窃盗のシーンでは、どういう方法で手提げバッグを盗ったのか、それから、盗ったバッグの中に物が入っていたのかどうか、被告人は盗っていないと言っているし、被害者は盗られたと言っている訳です。結局最終的には盗ったと全体的に評価できるという結論になりました。

(6番)

私も争点の把握は、裁判中に理解した部分もありましたが、裁判官からより詳しく説明を聞いてからの方が分かりやすかったと思います。

(裁判官)

量刑だけが争いになっている時には、今までは、単に争いになっている点は量刑であるとしてきたのですが、最近は、具体的に検察官と弁護人の中で争いになっているところを示すようにしています。例えば、5番の方と6番の方が担当された事件でも、窃盗を繰り返していた被告人が更に財物を奪うやり方を悪くしていった犯行と見るのか、お腹が空いてしまって偶発的にし

た犯行と見るかなど、それを踏まえた上で、犯行のやり方や結果などをどの程度悪質なものと見るかなどという形で、争いになっている点として示したところです。裁判所としては、その方が判断しやすいと考えているのですが、皆様のお考えを伺えればと思います。

(2番)

そういった提示があった方が分かりやすいと思います。

(2) 証拠調べ

(司会者)

冒頭陳述が終わると、証拠調べに入りますが、調べられる証人が何のための証人なのか、何を証明しようとしているのかということを経験から理解できたかどうかについて、お伺いしたいと思います。

(1番)

その前に説明がありましたので、最初から理解できたと思います。

(2番)

情状酌量を引き出すためのものだと思います。

(3番)

最初から理解できました。出廷する順番も非常に適切だったと思います。

(4番)

証人については、これで良かったと思います。

(司会者)

4番の方の事件は特に証人の数が多かったようですね。

(4番)

はい、証人との間に衝突を置くなどして、プライバシーにも配慮していました。

(5番)

証人については、理解していました。

(6番)

私も何の証人なのかは分かりました。ちょっと違うかもしれませんが、証拠の写真も見せてもらったのですが、話し合っている時に、この部分の写真があったら、もう少し判断しやすかったのではないかと思うことがあ

りました。

(司会者)

証人尋問の時間的な長さとか、採用の順番等への御意見はありますか。特になければ、証拠調べについて、この点は証人から聞いたかったとか、あるいは証人ではなく書類の方が良かったのではないかといった御意見はありませんか。

ないということによろしいでしょうか。

(一同うなずく)

(3) 論告・弁論

(司会者)

証拠調べが終わりますと、論告、弁論ということで、争点についての意見などが示されます。皆様からは、論告、弁論を聞いて分かりやすかったかどうかについて、御感想をいただければと思います。

(1番)

場面場面で必ず裁判官が説明してくれるので、分からないということはないかったです。

(2番)

自分としては、評議の方が重かったと思うので、そのような点については、特に意見はないです。

(3番)

区切り区切りで休廷を設けていただいて、その都度、細かい説明がありましたので、分かりやすかったです。

(4番)

1番の方や3番の方と同じで、非常に分かりやすかったです。

(5番)

それぞれ論告、弁論の間の休廷時間に裁判官がいろいろと説明してくださったので、非常に分かりやすかったです。

(6番)

論告も弁論も分かりやすかったと思いますが、それになお、裁判官のフォローがあったので、分かりやすかったです。

(司会者)

審理について、法曹関係の方々から何か御意見、御質問等ありますか。

(検察官)

検察官として、冒頭陳述で争点を明確にし、御理解していただきたいと思っていて、その後に立証に入るわけですが、争点でないところの立証が不十分ではないかとか、もっと証拠があった方が良かったとか、そういう感想をお持ちになったことはありますでしょうか。

(1番)

最初は何も分からないので、一般人には難しいのかなと思いました。ただ、だんだん裁判官から聞いて内容も分かってくるので、大丈夫でした。

(2番)

初めて裁判に携わる者にとっては、正直、分かりにくかったかなと思います。

(3番)

争点については分かっていたのですが、犯行現場に居合わせた人のほとんどが酔っていて、出廷した証人も記憶が曖昧でした。

(4番)

別にありません。

(5番)

冒頭陳述に書いてあることは良く分かりました。証拠調べで証人から、いろいろ伺っている時も分かりやすかったのですが、準備しているところで、「これどうだったっけ」というときに思い出せないところがいくつもあったと思います。証人の証言をまめにメモする必要があったと自分では思います。

(6番)

評議をしているうちに、みんなで考えてもどうしても分からないときは、やはり証拠として、写真なり地図なり、目に見えるものを残しておいてもらえると進めやすかったかなと思います。

(司会者)

山本弁護士どうでしょうか。

(弁護士)

弁護側からの主張・立証や説明について、分かりづらかったというところはなかったでしょうか。また、証人に質問するときに意図が分かりにくかったというようなところはなかったでしょうか。

(1番)

私の事件のときは、罪に関しての認識というところが分かってなかったと思うので、弁護する側も大変だったと思うんですけども、そういったところも細かく配慮してくれたと思うので、良かったかなと思います。

(2番)

特にありません。

(3番)

初めての経験だったので、冷静に被告人側に立って意見を聞こうとも思ったのですが、その時の弁護人の方の声のトーンが低くて弱かったので、素人の心を惹きつけるには、強い意志を持った感じの声の発し方も大事なのかなと思いました。

(4番)

弁護人の質問に対して、被告人が「あれっ」と思うような答えをした場面がありました。

(5番)

弁護人の方のお話はすごく分かりやすかったと思います。

(6番)

私も被告人への質問の意図は分かりやすかったと思います。

5 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、本日の締めくくりに当たり、皆様からお一人ずつこれから裁判員となられる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。よろしければ、裁判員を経験する前の裁判員裁判の印象と、経験した後の感想等といった点についてもお聞かせいただければと思います。

(1番)

最初は他人事で、まさか自分が当たるとは思っていませんでした。裁判

は難しいというイメージがあって、全く興味がなかったのですが、最初はどうかと悩んだのですが、家族も職場も快く行ってみてはどうかと言ってくれて、環境的にもすごく恵まれたと思います。最初は興味がなかったものの、やってみたら、裁判ってこういう流れで進んでいくのだなと少しずつ分かってきて、やって良かったなと思います。今では、新聞を読んだりしても、あの事件はどうなったのかな等と思うようになりました。やはり最初からやってみたいという人は余りいないのではないかと思います。もし機会があれば、少しでも興味を持っていただいて、裁判の流れも把握していただければと思いました。私の娘も中学3年生で、ちょうど公民の授業で裁判のことを習っている時期だったので、もし学校でも裁判の進め方などを授業に取り入れられれば良いなと思いました。子供も興味を持ってくれたので、すごく良かったと思いました。

(2番)

裁判員裁判が始まった頃から興味を持っていて、是非、裁判員になってみたいなと思っていました。テレビのドラマなどを除けば、日頃接することのない法というものに接することができたのは、重要だったなと思いました。

(3番)

候補者に選ばれて選任手続に呼ばれるまでは、現実のものとは考えていませんでした。選任手続の時に、30人くらいいたのが、20人くらいに絞られたときに、もしかしたらと思ったんですけど、やってみたい気持ちとやりたくない気持ちが半々でした。でも実際やってみると不謹慎ですけど毎日充実しているというか、仕事以外でここまで赤の他人のことを真剣に考えるということはあつたらうかというくらい、日々充実していました。もし選ばれたら胸を張って行ってほしいと思います。とてもやって良かったなと思っています。

(4番)

まさか自分が選ばれるとは思いませんでした。もし候補者として呼ばれることがあったら、いい経験になると思いますので、断らずに、是非、参加してほしいと思います。

(5 番)

休暇を取得することはできましたので、裁判員として参加することに仕事上の問題はありませんでした。選ばれてしまったらしょうがないかなど腹をくくって参加しました。いろいろなお話が聞けて良かったと思います。次になられる方々にも積極的に参加してほしいと思います。

(6 番)

制度開始前に、一度見学してみようと思って傍聴に来たこともありましたが、子供向けの裁判教室みたいなものに子供を参加させて、裁判所の雰囲気も経験させました。それから7年くらい経って、「まさか自分が」と思いましたが、その時、一度裁判所に来ているということが自分の中ではいい経験になったと思います。裁判員をやりたいかどうかと言われると、意外とやってみたいなと思っていました。裁判員をやってみた後では、やはり新聞などでも裁判、特に、裁判員裁判というところにすぐ目が行くようになりましたし、これから裁判員になられる方も、是非、前向きに考えていただきたいと思いました。

6 法曹関係者からの感想

(司会者)

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったかをお伺いしたいと思います。

(検察官)

今日は、量刑が最初の中心的なテーマでした。鎌倉裁判官からお話のありました、刑罰というのは被告人がしたことに対する非難であり、そこが中心となって、反省や家族の監督等は二次的なことであるということをお聞きして、もらいたいなというのは、検察官として常に思っているところです。検察官として、分かりやすい論告求刑の在り方というのは今後もやっていきたいと思っています。量刑というのは、科学的正解があるわけでも算数的な足し算でもない、こういう幅がある中できちんと決めなければならない、そういう難しいものであるということは理解しております。今後も、裁判員の方々に分かりやすいものを目指していきたいと思っています。

(弁護士)

初めはやりたいと思わなかった、しかし、やってみるといい経験だったという感想が多かったかと思います。逆に言うと、これは制度がまだまだ浸透していないということではないかという感想を持ちました。アンケートも含めて、皆さん、裁判所に来て、裁判官や裁判所の事務の方々がとても良くしてくれたという感想をお持ちですが、これも逆に言うと、裁判所や我々弁護士、検察庁も、まだまだ敷居が高いとっていらっしゃるのかなと思って、これからも努力が必要だと思いました。本日はありがとうございました。

(裁判官)

最初はやりたくないと思っていたというのは、先ほど山本弁護士からお話がありましたとおり、まだまだ制度が浸透していないのかという感想を持ちました。一方でやって良かったという御感想もいただきまして、それについては、非常に心強く思いました。今回のテーマは量刑でしたが、お聞きしてみても、やはり量刑は難しいと改めて思いました。量刑の基本的な考え方に基づいて争点を整理し、審理を組み立て、評議を行っていくことを我々も少し努力していく必要があると思いました。どう説明するのか、いつ説明するのかということをお話を踏まえて考えていきたいです。どうもありがとうございました。

7 報道機関からの質問

(A社)

守秘義務についてお聞きしたいと思います。人に話すことができずに悩んだことや負担になったことはなかったでしょうか。

(1番)

特に無かったです。言わなければいいことだと思いますので。

(2番)

特になかったですが、一つあったのは、事件の現場の近くに一か月ほど行けなくなったことです。

(3番)

特に、苦痛には思いませんでした。職場の仲間にも、休んでいる間協力してもらったんですけども、ここまでは話せるけど、ここからは話せないとか、職場の中も理解してくれて、突っ込んで聞いてくることはありませんでした。

た。

(4番)

聞く方も分かっていると思いますし、話してはいけないことは話さなければいいので、別に苦痛と思ったことはないです。法廷の中であったことは話してもいいということでしたので、そういう意味では気は楽でした。

(5番)

職場でも守秘義務はありますし、特になかったです。

(6番)

それほど悩んだり苦痛に思ったことはないですが、やはり、それまでは何でも言いたいことを言える生活をしていましたから、裁判中は、家族にもここからここまでは言っちゃいけないんだなと思いながら、生活していました。

(B社)

皆さんが考える裁判員制度の課題や要望があれば教えてください。また、本日の意見交換会に参加した感想についてもお聞かせください。

(1番)

裁判員制度については、より多くの国民の方に経験していただいて把握してもらった方がいいと思います。私は裁判員を経験して2年半くらい経過していて、忘れてしまったことも多いので、たまにこういう形で皆さんからお話を聞くのも良かったなと思いますし、自分でも再確認できて良かったなと思います。

(2番)

要望といいますか、始まる前の事前の準備として、必要な資料を事前に配布するとか、セミナーなどのようなことをしてもらおうと裁判員になったときのレベルが上がるのではないかと思います。意見交換会については、いろいろな事件があって、それぞれ違っていたのだなというのが分かりましたし、いろいろなお話が聞けたのは良かったと思います。

(3番)

要望としては、仮想体験みたいなものができるといいのかなと思います。意見交換会については、それぞれの事件を担当した方々からいろんな意見

が聞いて良かったと思います。希望としては、一緒に裁判員を経験した名も知らぬ戦友達と久々に会いたかったと思いました。

(4番)

意見交換会については、経験した事件が一つ一つ違いますので、同じ事件を経験した人が集まるのが一番いいんでしょうけども、今日のような形もこれはこれでいいと思いました。

(5番)

自分としては、裁判員になって裁判の流れが分かったのは、大きな収穫だったと思います。勉強不足で裁判所に来て、法廷に行って、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問と時間に追われて動いたものですから、もう少しメモを取っていれば良かったと後で気付きました。今後、裁判員になられる方のために、事前に勉強できるようなホームページなどがあればいいのかなと思いました。意見交換会については、いろんなお話が聞いて良かったと思います。

(6番)

私の周りにも、頭からやりたくないと思って、名簿に掲載されても呼び出されても、全く手続を無視して1年過ごしたという人もいました。何も分からない小学生くらいの頃から、見学させるなどの経験を多少していれば違うのかなと思います。私は子供に裁判教室の経験をさせていたので、私が裁判員になったときに、子供も、自分が将来裁判員になっても一回裁判所で経験しているからと興味があるようでした。今日の意見交換会ですが、私もいろんな方の意見が聞いてとても良かったです。

(A社)

3番の方にお聞きしたいのですが、これからのために仮想体験ができればとの御意見でしたが、2番の方もおっしゃっていたように、急に裁判員になっていきなり経験するよりも、あらかじめ流れを知っていた方がスムーズにできるという意味での擬似体験ということでしょうか。

(3番)

そうです。擬似体験です。自動車学校でもバイクなどのコースを自由に乗れるというのがあると思いますが、ああいう体験と同じような感じです。

そういう体験ができれば、心の準備ができていいのではないかと思います。

(司会者)

本日は、長時間、お忙しいところを意見交換会にお集まりいただきまして、ありがとうございました。裁判所としては、裁判員制度は順調に運営できていると認識しておりますが、まだ6年目に入ったところであり、いろいろと改善をしていかなければならないところもあると認識しております。本日、いただいた貴重な御意見については、こちらの方でも反映させていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。